

平成30年度弁理士試験

短答式筆記試験問題集

## 【特許・実用新案】 1

特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲、図面若しくは要約書の補正又は手続の補正に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものの組合せは、どれか。

ただし、特に文中に示した場合を除いて、特許出願は、外国語書面出願、国際出願に係る特許出願、特許出願の分割に係る新たな特許出願、出願の変更に係る特許出願又は実用新案登録に基づく特許出願ではなく、取下げ、放棄又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、設定の登録がされておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権の主張も伴わず、文中に示した優先権の主張は取り下げられていないものとする。

また、以下において、「最後の拒絶理由通知」とは、特許法第 17 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する「最後に受けた」拒絶理由通知をいうものとする。

(イ) 特許出願について、拒絶理由通知を受け、指定された期間の経過後に特許法第 48 条の 7 の規定による通知（文献公知発明に係る情報の記載についての通知）を受けた場合には、同条の規定により指定された期間内に限り、明細書、特許請求の範囲又は図面の補正をすることができる。

ただし、前記特許法第 48 条の 7 の規定による通知の後に拒絶理由通知を受けたり拒絶査定不服審判を請求することは考慮しないものとする。

(ロ) パリ条約の同盟国の国民である **甲** は、パリ条約の同盟国において、特許請求の範囲に発明 **イ** が記載され、明細書及び図面に発明 **イ** 及び **ロ** が記載された最初の特許出願 **A** をし、その 6 月後、日本国において、出願 **A** に基づくパリ条約による優先権を主張して、明細書、特許請求の範囲及び図面に発明 **イ** のみが記載された特許出願 **B** をした。その後、**甲** が、出願 **B** について、発明 **ロ** を明細書、特許請求の範囲及び図面に追加する補正を行った場合、当該補正は、特許法第 17 条の 2 第 3 項に規定する要件（いわゆる新規事項を追加する補正の禁止）を満たす。

(ハ) 特許出願について、最後の拒絶理由通知を受け、指定された期間内に特許請求の範囲の減縮を目的とする補正をした場合において、その補正が、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内においてされ、特許法第 17 条の 2 第 4 項に規定する要件（いわゆる技術的特徴の異なる別発明への補正の禁止）を満たし、請求項に記載した発明を特定するために必要な事項を限定するものであって、その補正前の当該請求項に記載された発明とその補正後の当該請求項に記載される発明の産業上の利用分野及び解決しようとする課題が同一であり、かつ補正後における特許請求の範囲に記載されている事項により特定される発明が特許出願の際独立して特許を受けることができるものであったとしても、当該補正が却下される場合がある。

(ニ) 特許出願の願書に添付した要約書については、特許出願人は、特許出願の日から1年4月以内であれば補正をすることができるが、出願公開の請求があった後は補正をすることができない。

(ホ) 特許庁長官は、不適法な手続であって、その補正をすることができないもの（特許法第38条の2第1項各号に該当する場合を除く。）について、その手続を却下しようとするときは、手続をした者に対し、その理由を通知し、相当の期間を指定して、弁明を記載した書面を提出する機会を与えなければならない。

- 1 (イ)と(ロ)
- 2 (イ)と(ホ)
- 3 (ロ)と(ハ)
- 4 (ハ)と(ニ)
- 5 (ニ)と(ホ)

## 【特許・実用新案】 2

特許権の侵害に係る訴訟に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 特許権の侵害に係る訴訟において、当該特許が特許無効審判により無効にされるべきものであるとの攻撃又は防御の方法を提出することができる者は、特許法第 123 条第 2 項に規定する利害関係人に限られない。
- (ロ) 特許が物の発明についてされている場合において、その物の生産に用いる物（日本国内において広く一般に流通しているものを除く。）であってその発明による課題の解決に不可欠なものにつき、その発明が特許発明であること及びその物がその発明の実施に用いられることを過失により知らずに、業として、その生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為は、当該特許権を侵害するものとみなされる。
- (ハ) 特許権者が故意又は過失により自己の特許権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額を、自己が受けた損害の額と推定する。
- (ニ) 秘密保持命令について規定する特許法第 105 条の 4 第 1 項柱書き本文にいう「特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟」には、特許権又は専用実施権の侵害差止めを求める仮処分事件は含まれないから、かかる仮処分事件において秘密保持命令の申立てをすることはできない。
- (ホ) 裁判所は、特許権の侵害に係る訴訟において、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害行為について立証するため必要な書類の提出を命ずることができ、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、その書類の所持者にその提示をさせることができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

### 【特許・実用新案】 3

特許法に規定する実施権に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

以下において、**甲**は特許権**A**の特許権者であるものとし、(イ)～(ホ)はそれぞれ独立しているものとする。

- (イ) **甲**は特許権**A**に係る特許発明の実施能力を持たない事業者であり、特許権**A**に係る特許発明は、実施されないまま設定の登録から4年以上が経過した。その後、特許権**A**に係る特許発明の実施をしようとする**乙**は、**甲**に対し、通常実施権の許諾について協議を求めたが、成立しなかった。このとき、**乙**は、経済産業大臣に対して、不実施の場合の通常実施権の設定の裁定（特許法第83条）を請求することができる。
- (ロ) 特許権**A**に係る特許発明の実施をしようとする**乙**が、特許権**A**について不実施の場合の通常実施権の設定の裁定（特許法第83条）を請求した場合、通常実施権を設定すべき旨の裁定（同法第86条第2項第1号）において定めなければならない「通常実施権を設定すべき範囲」には、時期、地域的範囲、実施することができる発明の範囲等のあらゆる制限的事項が含まれる。
- (ハ) **甲**と、特許権**A**に係る特許発明を実施したい**乙**との間で、**乙**に対し特許権**A**について専用実施権を設定する旨の契約が締結されれば、直ちに専用実施権の効力が生じる。
- (ニ) **乙**が、**甲**から特許権**A**について通常実施権の許諾を受けて、特許権**A**に係る特許発明の実施である事業をしている場合、**乙**が、**甲**から承諾を得ずに当該通常実施権を第三者**丙**に移転できることがある。
- (ホ) **乙**が、**甲**から特許権**A**について通常実施権の許諾を受けて、特許権**A**に係る特許発明の実施である事業をしている場合であって、**甲**が、**乙**から事前に承諾を得ずに特許権**A**を第三者**丙**に移転させたとき、**乙**の当該通常実施権は、**丙**に対しても、その効力を有する。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

## 【特許・実用新案】 4

特許法に規定する手続又は代理に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 成年被後見人が成年後見人の同意を得ないでした手続は、その成年後見人が追認することができ、被保佐人が保佐人の同意を得ないでした特許無効審判の請求は、その保佐人が追認することができる。
- 2 日本国内に住所又は居所を有しない者（以下「在外者」という。）の特許に関する代理人であって日本国内に住所又は居所を有するもの（以下「特許管理人」という。）は、当該在外者が当該特許管理人の代理権の範囲を制限していない場合であっても、特許出願の取下げ等の在外者の不利益になる手続に関して、当該在外者を代理することができない。
- 3 法人でない社団又は財団は、代表者の定めがあつたとしても、その名において特許無効審判の確定審決に対する再審を請求できる場合はない。
- 4 出願人が委任した代理人が複数存在し、当該複数の代理人の共同代理によってのみ代理されるべき旨の定めをしても、特許庁に対する手続上、その効力を生じない。
- 5 パリ条約第4条の規定による優先権を主張するとともに、特許法第43条の3の規定による世界貿易機関の加盟国における優先権を併せて主張する特許出願を行う者が、「出願の年月日を記載した書面」等の特許法第43条第2項に規定されているものを、最先の出願の日から1年4月以内に特許庁長官に提出しなかった場合、当該特許出願は効力を失う。

## 【特許・実用新案】 5

特許異議の申立てに関し、次の(イ)～(ホ)うち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 特許異議の申立てについての審理においては、特許権者又は特許異議申立人の申立てにより、口頭審理を行うことができる。
- (ロ) 特許異議の申立てについての審理においては、特許権者、特許異議申立人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、証拠調べをすることができる。
- (ハ) 特許異議の申立てについての審理においては、特許権者、特許異議申立人又は参加人が申し立てない理由についても、審理することができるが、特許異議の申立てがされていない請求項については、審理することができない。
- (ニ) 特許異議の申立てに係る特許を維持すべき旨の決定に対して、不服を申し立てることができる。
- (ホ) 特許権に関し利害関係を有する者は、特許異議の申立てについての決定があるまでは、特許異議申立人を補助するため、その審理に参加することができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

## 【特許・実用新案】 6

特許法に規定された権利等についての次のA～Dの文章が適切なものとなるように、文中の①～④の空欄に語句を入れたとき、空欄番号と語句の組合せとして最も適切なものは、どれか。

なお、同一の番号の空欄には、同一の語句が入るものとする。

- A 特許を受ける権利は①の目的とすることができないが、②については特許法に規定がなく、特許を受ける権利を②の目的とすることは禁じられていない。
- B 1つの③について、同時に同一内容の④を複数の者に許諾することができる。したがって、新たに④の許諾を得たい者は、当該③についてすでに他者に同一内容の④が許諾されていても、当該③者から許諾を得ることが可能である。
- C ③又は④を目的として①を設定したときは、①者は、契約で別段の定めをした場合を除き、当該特許発明を実施することができない。
- D ③又は④を目的とする①は、③若しくは④の対価又は特許発明の実施に対しその③者が受けるべき金銭その他の物に対しても、行うことができる。ただし、その払渡し又は引渡し前に差押えをしなければならない。

- |   |        |        |        |        |
|---|--------|--------|--------|--------|
| 1 | ①質権    | ②譲渡担保  | ③特許権   | ④通常実施権 |
| 2 | ①譲渡担保  | ②専用実施権 | ③特許権   | ④通常実施権 |
| 3 | ①質権    | ②通常実施権 | ③特許権   | ④専用実施権 |
| 4 | ①譲渡担保  | ②質権    | ③専用実施権 | ④通常実施権 |
| 5 | ①通常実施権 | ②譲渡担保  | ③専用実施権 | ④質権    |

## 【特許・実用新案】 7

特許法に規定する特許料及び罰則に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 特許権が、特許料の軽減及び免除のいずれも受けない民間企業と特許料の軽減を受ける大学の技術移転機関の共有に係る場合であって持分の定めがあるときは、民間企業が単独出願をする場合の納付額に持分の割合を乗じた額と、大学の技術移転機関が単独出願をする場合の軽減後の納付額に持分の割合を乗じた額を合算した額（10円未満の端数は生じないものとする。）を、特許法第107条の規定により納付すべき当該特許権の特許料とする。
- 2 法人の従業者がその法人の業務に関し特許権侵害の罪を犯した場合、法人の代表者は、従業者の当該特許権侵害行為について知らなかったとしても、従業者とともに処罰される。
- 3 特許無効審判における証人尋問において、宣誓した証人の陳述が自己の記憶には反するが、客観的眞実に合致するならば、当該陳述について偽証等の罪が成立することはない。
- 4 日本国に属する特許権について、日本国は常に特許料を納付しなければならない。
- 5 特許料の追納により特許権が回復した場合、回復した特許権の効力は、特許法第108条第1項に規定される特許料の納付期限から追納による特許権の回復の登録前の当該発明の実施には及ばない。

## 【特許・実用新案】 8

拒絶査定不服審判又は特許法第 162 条に規定する審査（以下「前置審査」という。）に関し、次の(イ)～(ニ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 前置審査において、拒絶査定不服審判の請求前にされた補正が、特許法第 17 条の 2 第 4 項の規定（いわゆる技術的特徴の異なる別発明への補正の禁止）に違反しているものと認められたときは、審査官は、決定をもってその補正を却下しなければならない。
- (ロ) 審判請求人が、審査段階において、実験成績証明書を提出し、それに基づいて行った主張を、拒絶査定不服審判において再度主張する場合、当該実験成績証明書を再度提出しなければならない。
- (ハ) 拒絶査定不服審判において特許庁長官は、審判長を指定し、審判長は、合議体を構成すべきその他の審判官を指定しなければならない。
- (ニ) 特許権の存続期間の延長登録の出願について、拒絶査定不服審判が請求された場合、当該審判に関する費用の負担は、審判が審決により終了するときはその審決をもって、審判が審決によらないで終了するときには審判による決定をもって、職権で、定めなければならない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

## 【特許・実用新案】 9

特許出願の審査又は特許要件に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、特に文中に示した場合を除いて、特許出願は、外国語書面出願、国際出願に係る特許出願、特許出願の分割に係る新たな特許出願、出願の変更に係る特許出願又は実用新案登録に基づく特許出願ではなく、取下げ、放棄又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、設定の登録がされておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権の主張も伴わず、文中に示した優先権の主張は取り下げられていないものとする。

また、以下において、「最後の拒絶理由通知」とは、特許法第 17 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する「最後に受けた」拒絶理由通知をいうものとする。

- 1 特許出願について、第 1 回目の拒絶理由通知を受ける前に特許法第 48 条の 7 の規定による通知（文献公知発明に係る情報の記載についての通知）を受けた場合、その後拒絶理由通知を受けることなく、「発明の詳細な説明に、その発明に関連する文献公知発明に関する情報の所在が記載されていない。」との理由で拒絶をすべき旨の査定がされる場合がある。
- 2 特許出願について、拒絶理由通知において指定された期間内にした明細書、特許請求の範囲又は図面の補正のうち、特許法第 17 条の 2 第 3 項に規定する要件（いわゆる新規事項を追加する補正の禁止）又は同条第 4 項に規定する要件（いわゆる技術的特徴の異なる別発明への補正の禁止）を満たさない補正は、いずれも特許の無効理由となる。
- 3 甲が、明細書、特許請求の範囲及び図面に自らした発明イ及びロが記載された特許出願 A をした日後、乙が、自らした発明イについて、出願 A の出願公開前に特許出願 B をした。その後、甲は、出願 A の出願公開前に出願 A について補正をして特許請求の範囲から発明イを削除するとともに、出願 A を分割して発明イについて新たな特許出願 C をした。出願 A 及び C が出願公開された場合、出願 B は、出願 A 又は C の存在を理由に、いわゆる拡大された範囲の先願（特許法第 29 条の 2）の規定に基づいて拒絶されることはない。
- 4 甲は、発明イについて特許出願 A をし、その 6 月後、発明イ及びロについて出願 A を基礎とする特許法第 41 条第 1 項の規定による優先権を主張した特許出願 B をし、さらにその 5 月後、発明イ、ロ及びハについて出願 B を基礎とする特許法第 41 条第 1 項の規定による優先権を主張した特許出願 C をした。出願 C に係る発明イ、ロ及びハについての特許法第 29 条の規定の適用については、発明イは出願 A の出願の時に、発明ロは出願 B の出願の時に、発明ハは出願 C の出願の時に、出願されたものとみなされる。

- 5 甲は発明イ及びロに係る特許出願Aについて拒絶理由通知aを受けた際に、出願Aを分割して発明ロのみに係る新たな特許出願Bをするとともに、出願Bについて出願審査の請求をした。その後、甲は出願Bについて拒絶理由通知bを受けるとともに「出願Aに対して既に通知された拒絶の理由と同一である」旨の通知を併せて受けた。甲が拒絶理由通知bにおいて指定された期間内に出願Bの特許請求の範囲についてする補正は、最後の拒絶理由通知において指定された期間内に特許請求の範囲についてする補正と同じ事項を目的とするものに限られる。

## 【特許・実用新案】 10

拒絶査定不服審判又は特許法第 162 条に規定する審査（以下「前置審査」という。）に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 拒絶査定不服審判の請求と同時に、その請求に係る特許出願の願書に添付した要約書のみについて補正があったときは、特許庁長官は審査官にその請求を審査させなければならない。
- 2 拒絶をすべき旨の査定を受けた者が、特許法第 121 条第 1 項に規定する期間内に拒絶査定不服審判を請求することができないときは、その理由が天災地変によるものであるときに限り、その理由がなくなった日から 14 日（在外者にあつては、2 月）以内でその期間の経過後 6 月以内にその請求をすることができる。
- 3 ある特許出願について、審査官は、拒絶の理由 **a** のみを通知し、その後、拒絶の理由 **a** により拒絶をすべき旨の査定をした。当該査定に対する拒絶査定不服審判において、拒絶の理由 **a** と異なる拒絶の理由 **b** によって審判の請求は成り立たない旨の審決をする場合、審判請求人に意見書を提出する機会を与えなくてもよい。
- 4 ある特許出願について、拒絶の理由 **a** により拒絶をすべき旨の査定がされた。その後、当該査定に対する拒絶査定不服審判が請求された場合において、査定を取り消しさらに審査に付すべき旨の審決がされたとき、審査官は、当該審決における判断に拘束され、拒絶の理由 **a** と異なる拒絶の理由 **b** に基づいて再度拒絶をすべき旨の査定をすることはできない。
- 5 ある特許出願について、審査官は、拒絶の理由 **a** により拒絶をすべき旨の査定をした。その後、当該査定に対する拒絶査定不服審判の前置審査において、審査官は、拒絶の理由 **a** と異なる拒絶の理由 **b** を発見し、審判請求人に対して拒絶の理由 **b** を通知するとともに、期間を指定して意見書を提出する機会を与えた。審判請求人は指定された期間内に応答したが、審査官は、拒絶の理由 **b** は解消されていないと判断した場合、当該審判の請求について査定をすることなくその審査の結果を特許庁長官に報告しなければならない。

## 【特許・実用新案】 11

特許法に規定する審判に関し、次の(イ)～(ニ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 乙が特許権者甲の特許Aの請求項1について請求した特許無効審判と、丙が甲の特許Aの請求項2について請求した特許無効審判については、無効を求める請求項が異なるものであるため、その審理の併合をすることができない。
- (ロ) 審判の結果について利害関係を有する者は、審理の終結に至るまでは、当事者の一方を補助するため特許法第148条第3項で規定する参加人としてその審判に参加することができ、当該参加人は、被参加人がその審判の請求を取り下げた後においても、審判手続を続行することができる。
- (ハ) 審判においては、職権により、請求人が申し立てない請求の趣旨についても、審理することができる。
- (ニ) 審判長は、特許無効審判以外の審判においては、事件が審決をするのに熟したときは、審理の終結を当事者、参加人及び審判に参加を申請してその申請を拒否された者に通知しなければならない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

## 【特許・実用新案】 12

審決等に対する訴えに関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 本社が大阪府内に所在する特許権者は、特許を無効とすべき旨の審決に対する訴えを東京高等裁判所だけでなく、大阪高等裁判所にも提起することができる。
- (ロ) 特許法第 178 条第 3 項に規定される出訴期間は不変期間であるが、審判長は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、職権で、当該不変期間について附加期間を定めることができる。
- (ハ) 特許庁長官は、特許無効審判の審決に対する訴えの提起があったときは、自らの代理人として指定する特許庁の職員に、裁判所の許可を得て、当該事件に関する特許法の適用その他の必要な事項について、裁判所に対し意見を述べさせることができる。
- (ニ) 特許を受ける権利の共有者が、当該特許を受ける権利を目的とする特許出願に対し拒絶をすべき旨の査定を受け、当該査定に対する拒絶査定不服審判を共同で請求し、当該請求が成り立たない旨の審決を受けた場合、当該審決に対する訴えは共有者全員で提起しなければならない。
- (ホ) 裁判所は、請求項ごとに請求された特許無効審判の審決に対する訴えが提起されたときには、提起後遅滞なく、特許庁長官に対し、当該訴えが提起された旨通知するとともに、当該訴えに係る請求項を特定するために必要な書類（訴状の写し等）を送付しなければならない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

## 【特許・実用新案】 13

特許法に規定する再審に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 特許権の共有者が、その共有に係る権利について、特許無効審判又は特許権の存続期間の延長登録無効審判の確定審決に対する再審を請求するときには、共有者の全員が共同して請求しなければならない。
- 2 特許異議の申立てにおいて、特許を維持すべき旨の決定の確定後に、決定の証拠となった特許権者の提出した文書が偽造されたものであったことを知った当該特許異議申立人は、当該偽造行為について有罪判決が確定したとき、当該偽造された文書が当該決定の証拠となったことを事由として、再審を請求することができる。
- 3 確定審決に対する再審において、審判官が当該確定審決に関与していた場合には、その職務の執行から除斥される。
- 4 特許法には、無効にすべき旨の審決が確定した特許に係る特許権が再審により回復したとき、当該無効にすべき旨の審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に日本国内において当該発明の実施である事業をしている者は、その実施をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許権について通常実施権を有する旨の規定はあるが、当該無効にすべき旨の審決が確定した後のその実施について、特許権者が、当該通常実施権を有する者から相当の対価を受ける権利を有する旨の規定はない。
- 5 当事者は、確定した審決 **A** が、前に確定した審決 **B** と抵触するとの事由がある場合、審決 **A** についての審決取消訴訟においてその事由を既に主張していたとしても、その事由によって審決 **A** に対して再審を請求することができる。

## 【特許・実用新案】 14

特許権等について、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものの組合せは、どれか。

- (イ) 特許権が共有に係るときは、各共有者は、その特許発明の実施を他の共有者の同意を得ずにすることができる場合があるが、自らの持分の譲渡を他の共有者の同意を得ずにすることができる場合はない。
- (ロ) 特許権が共有に係るときは、各共有者は、自らの持分を放棄する場合には、他の共有者の同意を得なければならない。
- (ハ) 特許権の存続期間の延長登録の出願に関し、特許発明の実施をすることができなかつた期間が6年であったので、当該延長登録出願の出願人が6年の存続期間の延長を求めた。この場合、「延長を求める期間が6年であること」は、拒絶の理由となる。
- (ニ) 特許法第123条第1項第6号に規定する要件（いわゆる冒認出願）に該当する特許に基づく特許権が冒認者から真の権利者以外の第三者にすべて譲渡されていた場合、当該真の権利者は当該冒認者に対して当該特許権の移転を請求することができる。
- (ホ) 特許発明の技術的範囲に関する判定の結果について利害関係を有する者であっても、当該判定の審理に参加することはできない。

- 1 (イ)と(ハ)
- 2 (イ)と(ホ)
- 3 (ロ)と(ハ)
- 4 (ロ)と(ニ)
- 5 (ニ)と(ホ)

## 【特許・実用新案】 15

特許出願及び実用新案登録出願の分割及び変更並びに実用新案登録に基づく特許出願に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、特に文中に示した場合を除いて、特許出願は、外国語書面出願、国際出願に係る特許出願、特許出願の分割に係る新たな特許出願、出願の変更に係る特許出願又は実用新案登録に基づく特許出願ではなく、取下げ、放棄又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、設定の登録がされておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権の主張も伴わず、文中に示した優先権の主張は取り下げられていないものとする。

また、特に文中に示した場合を除いて、実用新案登録出願は、国際出願に係る実用新案登録出願、実用新案登録出願の分割に係る新たな実用新案登録出願、出願の変更に係る実用新案登録出願ではなく、取下げ、放棄又は却下されておらず、実用新案登録に基づく特許出願がされておらず、審決が確定しておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権の主張も伴わず、文中に示した優先権の主張は取り下げられていないものとする。

- (イ) 実用新案登録に係る実用新案登録出願の日から3年を経過した後は、当該実用新案登録に基づいて特許出願をすることができる場合はない。
- (ロ) 特許請求の範囲に発明イが記載され、明細書又は図面に発明イ、ロ及びハが記載された特許出願Aを分割して、特許請求の範囲に発明ロのみが記載され、明細書又は図面に発明ロ及びハのみが記載された新たな特許出願Bをした。その後、出願Aは拒絶をすべき旨の査定が確定したが、出願Bは特許をすべき旨の査定の謄本の送達があったので、当該送達があった日から30日以内に出願Bを分割して、特許請求の範囲に発明ハのみが記載され、明細書又は図面に発明ロ及びハのみが記載された新たな特許出願Cをした。この場合、出願Cは、出願Bの出願の時にしたものとみなされる。
- (ハ) 特許出願について、拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があった日から1月後に当該査定に対する拒絶査定不服審判の請求をし、その審判の請求と同時に、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をした。この場合、その審判の請求後であっても、当該査定の謄本の送達があった日から3月以内であれば、当該特許出願の一部を新たな特許出願とすることができる。

(ニ) 甲は、自らした考案イ及びロについて、実用新案登録請求の範囲に考案イが記載され、明細書又は図面に考案イ及びロが記載された実用新案登録出願Aをし、その3月後、当該実用新案権の設定の登録がされる前に、出願Aを特許出願Bに変更した。出願Bの願書に最初に添付した特許請求の範囲には発明イが記載され、明細書又は図面には発明イ及びロが記載されていた。乙は、出願Aの出願の日後、出願Bの出願の日前に、自らした発明ロについて、明細書、特許請求の範囲及び図面に発明ロのみが記載された特許出願Cをし、その後、出願Bが出願公開された。この場合、出願Cは、出願A又はBの存在を理由に、いわゆる拡大された範囲の先願（特許法第29条の2）の規定に基づいて拒絶されることも、先願（特許法第39条）の規定に基づいて拒絶されることもない。

ただし、考案イ及びロと発明イ及びロとはそれぞれ同一であるものとする。

(ホ) 甲は、考案イ及びロについて実用新案登録出願Aをした1月後、出願Aを分割して考案ロについて新たな実用新案登録出願Bをした。さらにその1月後、甲は出願Bを特許出願Cに変更して出願審査の請求をした。甲は、出願Cの出願審査の請求後に、出願Aに基づく特許法第41条第1項の規定による優先権の主張を伴う特許出願Dをすることができる場合がある。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

## 【特許・実用新案】 16

特許を受ける権利、仮専用実施権又は仮通常実施権に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 特許出願後における特許を受ける権利の承継について、相続その他の一般承継があったときは、承継人は遅滞なくその旨を特許庁長官に届け出なければならないが、当該届出は、かかる承継の効力発生要件ではない。
- (ロ) 仮専用実施権に係る特許出願を実用新案登録出願に変更するとき、特許を受ける権利を有する者は、必ず仮専用実施権者の承諾を得る必要がある。
- (ハ) 仮専用実施権に係る特許出願 **A** を分割して新たな特許出願 **B** をする場合、当該仮専用実施権の設定行為に別段の定めがあるときを除き、設定行為で定めた範囲内において、出願 **B** にも仮専用実施権が設定されたものとみなされる。この場合、その後出願 **A** が取り下げられて出願 **A** についての仮専用実施権が消滅したときは、出願 **B** についての仮専用実施権も消滅する。
- (ニ) 仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権についての仮通常実施権を有する者は、仮専用実施権者の承諾を得さえすれば、当該仮通常実施権を移転することができる。
- (ホ) 使用者は、契約、勤務規則その他の定めにおいてあらかじめ当該使用者に特許を受ける権利を取得させることを定めることにより、従業者が在職期間中にした全ての発明の特許を受ける権利を自らに帰属させることができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

## 【特許・実用新案】 17

特許出願又は特許要件に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものの組合せは、どれか。

ただし、特に文中に示した場合を除いて、特許出願は、外国語書面出願、国際出願に係る特許出願、特許出願の分割に係る新たな特許出願、出願の変更に係る特許出願又は実用新案登録に基づく特許出願ではなく、取下げ、放棄又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、設定の登録がされておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権の主張も伴わず、文中に示した優先権の主張は取り下げられていないものとする。

- (イ) 特許法第 29 条第 1 項第 3 号に規定される「電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明」に、料金を払った者のみがアクセス可能な発明が該当する場合はない。
- (ロ) 甲は、自らした発明 **イ** を学会にて発表し、その 1 月後、当該発明 **イ** について特許出願 **A** をすると同時に前記学会における発明 **イ** の発表について特許法第 30 条第 2 項に規定する発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための手続を適法に行った。さらにその 3 月後、発明 **イ** について出願 **A** を基礎とする特許法第 41 条第 1 項の規定による優先権を主張した特許出願 **B** をした。この場合、出願 **B** の出願の日から 30 日以内に特許法第 30 条第 3 項に規定された証明書を特許庁長官に提出するだけで、出願 **B** について、前記新規性の喪失の例外の規定の適用を受けることができる。
- (ハ) 甲は、自らした発明 **イ** を学会にて発表し、その 1 月後、当該発明 **イ** について特許出願 **A** をしたが、その際、特許法第 30 条第 2 項に規定する発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための手続を失念した。この場合、甲は、発明 **イ** の発表日から 6 月以内に、特許出願 **A** を分割して発明 **イ** について新たな特許出願 **B** をして、前記学会における発明 **イ** の発表について前記新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための手続を適法に行えば、出願 **B** について、当該新規性の喪失の例外の規定の適用を受けることができる。
- (ニ) 特許請求の範囲の記載が「その他経済産業省令で定めるところにより記載されていること。」の要件を満たしていない特許出願に対して特許がされたことを理由として特許異議の申立てをすることはできないが、特許請求の範囲の記載が「請求項ごとの記載が簡潔であること。」の要件を満たしていない特許出願に対して特許がされたことを理由として特許異議の申立てをすることはできる。

(ホ) 外国語書面出願について、特許法第 36 条の 2 第 2 項に規定する期間内に外国語書面及び外国語要約書面の日本語による翻訳文の提出がなかった場合、特許庁長官は、当該外国語書面出願の出願人に対しその旨を通知しなければならず、当該通知を受けた者は、同条第 4 項に規定する経済産業省令で定める期間内に限り、当該翻訳文を提出することができるが、当該経済産業省令で定める期間内に当該翻訳文の提出がなかったとき、その特許出願は、当該経済産業省令で定める期間の経過の時に取り下げられたものとみなされる。

- 1 (イ)と(ロ)
- 2 (イ)と(ホ)
- 3 (ロ)と(ニ)
- 4 (ハ)と(ニ)
- 5 (ハ)と(ホ)

## 【特許・実用新案】 18

実用新案登録出願及び実用新案登録に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、特に文中に示した場合を除いて、実用新案登録出願は、国際出願に係る実用新案登録出願、実用新案登録出願の分割に係る新たな実用新案登録出願、出願の変更に係る実用新案登録出願ではなく、取下げ、放棄又は却下されておらず、実用新案登録に基づく特許出願がされておらず、審決が確定しておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権の主張も伴わず、文中に示した優先権の主張は取り下げられていないものとする。

- (イ) 実用新案登録出願に係る考案が、公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するおそれがあるものである場合、特許庁長官は、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面について補正を命ずることなく、当該実用新案登録出願を却下することができる。
- (ロ) 実用新案技術評価は、実用新案法第3条第1項第3号（いわゆる公知文献等から見た新規性）及び同条第2項（同条第1項第3号に掲げる考案に係るものに限る。）（いわゆる公知文献等から見た進歩性）並びに同法第3条の2（いわゆる拡大された範囲の先願）の規定に係るものについてのみ行われる。
- (ハ) 2以上の請求項に係る実用新案登録について、その実用新案権の消滅後、請求項ごとに実用新案技術評価を請求することはできない。
- (ニ) 実用新案登録出願人又は実用新案権者でない者から実用新案登録について実用新案技術評価の請求があった後、当該請求があった旨の実用新案法第13条第2項の規定による最初の通知を受けた日から30日を経過する前に、適法に当該実用新案登録に基づく特許出願がされた場合であっても、実用新案技術評価書が作成される。
- (ホ) 特許庁長官は、実用新案技術評価書の作成がされたときは、その謄本を、請求人が実用新案登録出願人又は実用新案権者であるときは請求人に、請求人が実用新案登録出願人又は実用新案権者でないときは請求人及び実用新案登録出願人又は実用新案権者に送達するとともに、当該実用新案技術評価書に記載された事項を実用新案公報に掲載しなければならない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

## 【特許・実用新案】 19

訂正審判、特許無効審判における訂正の請求又は実用新案法に規定する訂正に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 願書に添付した明細書の訂正をする場合であって、二以上の請求項に係る願書に添付した特許請求の範囲の訂正を請求項ごとに訂正審判を請求しようとするときに、当該明細書の訂正に係る請求項の全てについて行わなかったことは、特許無効審判における無効理由とはならないが、特許法第 165 条の規定による通知（いわゆる訂正拒絶理由通知）の対象となる。
- 2 実用新案権者は、最初の実用新案技術評価書の謄本の送達があった日から 2 月を経過したとき、又は実用新案登録無効審判について、答弁書を提出するために実用新案法第 39 条第 1 項の規定により最初に指定された期間を経過したときは、請求項の削除、実用新案登録請求の範囲の減縮、誤記の訂正、明瞭でない記載の釈明及び他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとするもののいずれを目的とする訂正もすることはできない。
- 3 実用新案法第 14 条の 2 第 1 項の規定による願書に添付した実用新案登録請求の範囲の訂正が、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内においてしたものでなくても、その訂正後における明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面により実用新案登録出願がされたものとみなされる。
- 4 請求項 1 及び 2 について請求項ごとに特許無効審判が請求され、一群の請求項である請求項 1～4 に対して訂正の請求がされた場合、請求項 3 に係る特許請求の範囲の減縮を目的とする訂正の請求については、特許法第 126 条第 7 項に規定する要件（いわゆる独立特許要件）は審理の対象とならない。
- 5 特許無効審判における訂正の請求は、訂正の請求をすることができる期間内に限り、取り下げることができる。

## 【特許・実用新案】 20

特許・実用新案登録無効審判に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 特許無効審判の事件が審決をするのに熟したとして、審決の予告がされ、被請求人が訂正の請求をした後、再び事件が審決をするのに熟した場合において、審決の予告がされないときは、当事者及び参加人に審理の終結が通知される。
- (ロ) 特許が特許法第 29 条（特許の要件）の規定に違反してされたことを理由として請求する特許無効審判、及び実用新案登録が実用新案法第 3 条（実用新案登録の要件）の規定に違反してされたことを理由として請求する実用新案登録無効審判は、いずれも利害関係人に限り請求することができる。
- (ハ) 実用新案登録無効審判において、被請求人が願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正を一回もしていない場合、審判長は、被請求人における訂正の機会の確保を目的として、審決の予告をすることがある。
- (ニ) 利害関係人は、特許無効審判を特許権の存続期間満了後においても、請求することができる。
- (ホ) 特許無効審判において、審判長は、審理の終結を通知した後であっても、当事者又は参加人から審理の再開の申立てがあったときは、必ず審理を再開しなければならない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

## 【意匠】 1

意匠法における意匠に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 透明な密封容器の中に、雪だるまの模型と雪を模した小さな白い粒を入れ液体で満たした置物は、意匠登録の対象とならない。
- 2 組立物置は意匠登録の対象となるが、組立家屋は意匠登録の対象とならない。
- 3 デコレーションケーキを模して束ねたおむつは、意匠に係る物品を「おむつ」として意匠登録の対象となる。
- 4 さくら貝と巻貝の貝殻をそのまま用いて、交互に多数繋げたネックレスは、意匠登録の対象となる。
- 5 肉眼では細部まで観察することができない極小の歯車は、取引の際、拡大観察することが通常であっても、意匠登録の対象とならない。

## 【意匠】 2

組物の意匠に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 意匠に係る物品を「一組のひなセット」とする組物の意匠登録について、内裏びな以外のひな人形が含まれていないことを理由に、意匠登録無効審判を請求することはできない。
- 2 組物の意匠登録において、組物の意匠全体について登録要件を満たしていれば、組物を構成する個々の物品の意匠は、登録要件を満たす必要はない。
- 3 組物の意匠の意匠登録出願が、意匠法第8条に規定する要件を満たしている場合には、審査、審判又は再審係属中に、構成物品ごとに一又は二以上の新たな意匠登録出願としても、意匠法第10条の2の規定に基づく適法な出願の分割とは認められない。
- 4 甲は、意匠に係る物品「自動車用フロアマット」の運転席用の意匠イに係る意匠登録出願Aと助手席用の意匠ロに係る意匠登録出願Bについてそれぞれ意匠登録を受け、意匠公報が発行され当該意匠が公開された。その後、甲は、意匠イ及び意匠ロのみを構成物品とする「一組の自動車用フロアマットセット」の組物の意匠ハに係る意匠登録出願Cをした。出願Cは、意匠登録を受けることができる。
- 5 組物の意匠の意匠登録出願において、その構成物品の1つに、他人の著名な商標と同一の図形があらわされている場合には、その組物の意匠は、組物全体として意匠登録を受けることができない場合がある。

## 【意匠】 3

意匠法第3条又は意匠法第3条の2（意匠登録の要件）、意匠法第9条（先願）に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、特に文中に示した場合を除き、意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、秘密意匠に係るものでも、分割又は変更に係るものでも、補正後の意匠についての新出願でも、冒認の出願でもなく、かつ、放棄、取下げ又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされていないものとし、また、名義変更、秘密にする期間の変更は行わないものとし、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく特例を考慮しないものとする。

1 甲は、特徴的な図柄 $\alpha$ が付されたTシャツの意匠 $\mathbf{I}$ について、意匠に係る物品を「Tシャツ」とし、その物品全体を対象に、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく日本国を指定締約国に含む国際出願をし、国際登録後に国際公表された。その後、当該国際出願に係る国際意匠登録出願 $\mathbf{A}$ は、日本国で意匠権の設定の登録がされた。乙は、甲の国際出願の国際登録の日後であって意匠 $\mathbf{I}$ が掲載された意匠公報の発行の日前に、意匠 $\mathbf{I}$ の一部である図柄 $\alpha$ に類似する図柄 $\beta$ が付されたTシャツの意匠 $\mathbf{Q}$ について、意匠に係る物品を「Tシャツ」とし、図柄 $\beta$ を対象とする部分意匠として、意匠登録出願 $\mathbf{B}$ をした。意匠 $\mathbf{I}$ の図柄 $\alpha$ 部分と意匠 $\mathbf{Q}$ の図柄 $\beta$ 部分の位置、大きさ、範囲は全て共通する。

この場合、出願 $\mathbf{B}$ は、いかなる場合であっても、意匠 $\mathbf{I}$ の存在を理由として、意匠法第3条の2の規定により拒絶される。

2 甲は、特徴的な図柄 $\alpha$ が付されたTシャツの意匠 $\mathbf{I}$ について、意匠に係る物品を「Tシャツ」とし、その物品全体を対象に、意匠登録出願 $\mathbf{A}$ をした。乙は、意匠登録出願 $\mathbf{A}$ の出願の日後であって意匠 $\mathbf{I}$ が掲載された意匠公報の発行の日後に、意匠 $\mathbf{I}$ の一部である図柄 $\alpha$ に類似する図柄 $\beta$ が付されたTシャツの意匠 $\mathbf{Q}$ について、意匠に係る物品を「Tシャツ」とし、図柄 $\beta$ を対象とする部分意匠として、意匠登録出願 $\mathbf{B}$ をした。意匠 $\mathbf{I}$ の図柄 $\alpha$ 部分と意匠 $\mathbf{Q}$ の図柄 $\beta$ 部分の位置、大きさ、範囲は全て共通する。

この場合、出願 $\mathbf{B}$ は、いかなる場合であっても、意匠 $\mathbf{I}$ の存在を理由として、意匠法第3条の2の規定により拒絶される。

3 甲は、特徴的な図柄 $\alpha$ が付されたTシャツの意匠 $\mathbf{I}$ について、意匠に係る物品を「Tシャツ」とし、その物品全体を対象に、意匠登録出願 $\mathbf{A}$ をし、意匠登録出願 $\mathbf{A}$ の出願の日後に意匠 $\mathbf{I}$ の一部である図柄 $\alpha$ に類似する図柄 $\beta$ が付されたTシャツの意匠 $\mathbf{Q}$ について、意匠に係る物品を「Tシャツ」とし、図柄 $\beta$ を対象とする部分意匠として、意匠登録出願 $\mathbf{B}$ をした。Tシャツ全体としての意匠 $\mathbf{Q}$ は、意匠 $\mathbf{I}$ と類似していた。意匠 $\mathbf{I}$ の図柄 $\alpha$ 部分と意匠 $\mathbf{Q}$ の図柄 $\beta$ 部分の位置、大きさ、範囲は全て共通する。

この場合、出願 $\mathbf{B}$ は、いかなる場合であっても、意匠法第9条第1項の規定により拒絶される。

4 甲は、特徴的な図柄  $\alpha$  が付されたTシャツの意匠  $\mathbf{イ}$  を、不特定多数の者が参加する展示会で展示した後、意匠  $\mathbf{イ}$  に類似するTシャツの意匠  $\mathbf{ロ}$  について、意匠に係る物品を「Tシャツ」とし、その物品全体を対象に、意匠登録出願  $\mathbf{A}$  をし、意匠法第4条第2項の適用を受けるための適正な手続をした。乙は、前記展示会の後、出願  $\mathbf{A}$  の出願の日前に、意匠  $\mathbf{イ}$  に類似するTシャツの意匠  $\mathbf{ハ}$  について、意匠に係る物品を「Tシャツ」とし、その物品全体を対象に、意匠登録出願  $\mathbf{B}$  をした。

意匠  $\mathbf{ロ}$  が意匠  $\mathbf{ハ}$  に類似する場合、出願  $\mathbf{A}$  は、いかなる場合であっても、出願  $\mathbf{B}$  の存在を理由として、意匠法第9条第1項の規定により拒絶される。

5 甲は、特徴的な図柄  $\alpha$  が付されたTシャツの意匠  $\mathbf{イ}$  を、不特定多数の者が参加する展示会で展示した。乙は、展示会で見た意匠  $\mathbf{イ}$  を参考に、意匠  $\mathbf{イ}$  の一部である図柄  $\alpha$  に類似する図柄  $\beta$  が付されたTシャツの意匠  $\mathbf{ロ}$  を創作し、意匠  $\mathbf{ロ}$  について、意匠に係る物品を「Tシャツ」とし、図柄  $\beta$  を対象とする部分意匠として、意匠登録出願  $\mathbf{A}$  をした。

この場合、出願  $\mathbf{A}$  は、意匠  $\mathbf{イ}$  の存在を理由として、拒絶されない場合がある。

## 【意匠】 4

意匠登録出願の願書又は願書に添付する図面等に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 意匠登録出願の願書に添付した図面において各図の記載が不正確で形状が特定できないときは、図面の記載が不備であるとして、意匠法第6条第1項に規定する要件を満たしていないことを理由とした拒絶をすべき旨の査定がなされる場合がある。
- (ロ) 意匠登録出願において、図面によっては出願の意匠の形状の細かな凹凸が分かりにくくときは、いかなる場合であっても、図面に代えて見本を提出することができる。
- (ハ) 願書の意匠に係る物品の記載又は願書に添付した図面、写真若しくはひな形によっては、その意匠の属する分野における通常の知識を有する者がその意匠に係る物品の材質又は大きさを理解することができないためその意匠を認識することができないときは、その意匠に係る物品の材質又は大きさを願書に記載しなければならない。
- (ニ) 意匠に係る物品の形状、模様又は色彩がその物品の有する機能に基づいて変化する場合において、その変化の前後にわたるその物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合について意匠登録を受けようとするとき、その旨及びその物品の当該機能の説明を願書に記載すれば、必ずしもその前後の具体的な変化を図面又は写真において表す必要はない。
- (ホ) 意匠登録出願において、願書に添付する図面に代えて提出する見本において、白色又は黒色のうち一色について彩色を省略する旨を願書に記載することで、当該色を省略することができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

## 【意匠】 5

意匠登録出願についての補正又は意匠法第 17 条の 2 第 1 項の規定による補正の却下の決定に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 補正の却下の決定の謄本の送達があった日から 3 月経過後であって、意匠登録出願が拒絶理由の通知も査定も受けていない場合、当該意匠登録出願人は、補正の内容を変更して、再度、手続補正書を提出することができる。
- 2 「自転車」に係る意匠についてした意匠登録出願が、意匠全体としては出願前の公知の「自転車」の意匠に類似し、意匠法第 3 条第 1 項第 3 号に掲げる意匠に該当する旨の拒絶理由の通知を受けた場合、当該意匠登録出願人が、その拒絶の理由を回避するために、出願に係る意匠を、その自転車の意匠に含まれている「自転車用ハンドル」に係る意匠に補正をすることは認められない。
- 3 意匠登録出願が、意匠法第 3 条第 1 項第 3 号に掲げる意匠に該当する旨の拒絶理由の通知を受けていたが、当該意匠登録出願についてした補正が当該意匠登録出願の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものであることを理由とする補正の却下の決定がなされた場合、当該意匠登録出願人は、要旨の変更に該当しない旨の意見書を提出する機会を与えられる。
- 4 誤って二以上の意匠を包含する意匠登録出願をしたことが明らかな場合、当該意匠登録出願について一部の意匠を除外して残余の意匠に減縮する補正は、当該意匠登録出願の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものではない。
- 5 意匠登録出願においてなされた補正が、意匠権の設定の登録後に、当該意匠登録出願の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものと認められることがあるが、当該補正は、願書における意匠に係る物品の記載又は願書に添付した図面、写真、ひな形若しくは見本についてした補正に限られない。

## 【意匠】 6

意匠登録出願における意匠法第9条（先願）又は意匠法第10条（関連意匠）に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、特に文中に示したものを除き、意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、分割又は変更に係るものでも、補正後の意匠についての新出願でも、秘密意匠に係るものでも、冒認出願でもなく、かつ、放棄、取下げ又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされていないものとし、また、名義変更、秘密にする期間の変更は行わないものとし、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 先願の登録意匠**イ**の類似範囲に、他人が出願した後願意匠**ロ**又は意匠**ロ**に類似する意匠が含まれる場合、後願意匠**ロ**が登録されることはない。なお、いずれの出願も意匠法第9条（先願）以外の拒絶の理由はないものとする。
- 2 意匠**イ**に係る意匠登録出願**A**と意匠**ロ**に係る意匠登録出願**B**とが同日の出願であって、意匠法第9条第2項に規定する協議が成立せず、出願**A**、**B**共に拒絶をすべき旨の査定が確定した場合、その後に後願された意匠**イ**に類似する意匠**ハ**が登録されることはない。
- 3 意匠**イ**に係る意匠登録出願**A**の意匠**イ**の類似範囲に、他人が出願**A**と同日に出願した意匠**ロ**又は意匠**ロ**に類似する意匠が含まれる場合、必ず、出願**A**は意匠法第9条第2項に規定する協議の対象となる。なお、いずれの出願も意匠法第9条（先願）以外の拒絶の理由はないものとする。
- 4 先願意匠**イ**の類似範囲に、他人が出願した後願意匠**ロ**が含まれる場合、意匠**イ**に係る出願が放棄された場合であっても、意匠**ロ**が登録されることはない。
- 5 先願意匠**イ**の類似範囲に、後願意匠**ロ**が含まれる場合、意匠**イ**に係る意匠登録出願の出願人と意匠**ロ**に係る意匠登録出願の出願人が同一であれば、先願意匠**イ**の存在を理由として、意匠**ロ**に係る出願が拒絶されることはない。

## 【意匠】 7

甲は、平成 28 年 4 月 1 日に、「コーヒーメーカー」についての特許出願 A をした。この特許出願 A は平成 29 年 10 月 2 日に出願公開された。この公開公報には願書に最初に添付した明細書及び図面において意匠イ、意匠ロが明瞭に記載されていた。意匠イと意匠ロとは類似している。

甲は、意匠登録もしたいと考え、平成 29 年 3 月 1 日に出願 A を適法な手続をして出願の分割をして特許出願 B をし、同日に特許出願 B を意匠登録出願 C に適法な手続をして出願の変更をした。意匠登録出願 C には、物品「コーヒーメーカー」に係る意匠イと意匠ロが含まれていた。その後平成 29 年 5 月 1 日に、出願 C における意匠ロを適法な手続をして出願の分割をして意匠登録出願 D をした。

上記を前提として、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、特に文中に示したものを除き、意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、分割又は変更に係るものでも、補正後の意匠についての新出願でも、秘密意匠に係るものでも、冒認出願でもなく、かつ、放棄、取下げ又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされていないものとし、また、名義変更、秘密にする期間の変更は行わないものとし、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 乙は、意匠イには類似しない意匠ハについて、平成 28 年 12 月 1 日に意匠登録出願 E をした。いかなる場合も、意匠ロの存在を理由として、出願 E が拒絶されることはない。
- 2 甲は、意匠イと意匠ロの双方に類似する意匠ニについて、平成 29 年 2 月 1 日に意匠登録出願 F をした。出願 C に係る意匠イ、出願 D に係る意匠ロ、出願 F に係る意匠ニの全てが登録される場合、意匠イと意匠ロは、それぞれ意匠ニを本意匠とする関連意匠として登録される。
- 3 甲は、意匠ロに類似する意匠ホについて、平成 29 年 2 月 1 日にハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づき、日本国を指定締約国に含む国際出願 G をした。日本国で国際意匠登録出願として審査に係属した出願 G は、いかなる場合も、意匠ロの存在を理由として、拒絶されることはない。
- 4 丙は、意匠ロに類似する意匠ヘについて、平成 29 年 2 月 1 日に意匠登録出願 H をした。出願 H は、いかなる場合も、意匠ロの存在を理由として、拒絶されることはない。
- 5 丁は、平成 27 年 10 月 5 日に、意匠イに類似する意匠トについてハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願 I をし、出願 I は平成 28 年 4 月 5 日に国際公表された。その国際出願の指定締約国に日本国は含まれていなかった。意匠イに係る出願 C は、いかなる場合も、出願 I 又は意匠トの存在を理由として、拒絶されることはない。なお、意匠トは、出願 I が国際公表される前に公知になっていないものとする。

## 【意匠】 8

意匠の審判等に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 本意匠に類似しない関連意匠登録であることを理由として、意匠登録無効審判を請求することはできない。
- 2 裁判所は意匠登録を無効にする処分をすることができない。
- 3 拒絶査定不服審判では、審判請求書の請求の理由の補正は、要旨の変更にあたるものであっても認められる。
- 4 不適法な審判の請求について、被請求人に答弁書を提出する機会を与えないで、直ちに審決をもって却下することができる場合がある。
- 5 意匠登録無効審判の請求が成り立たないとする審決が確定すると、以後は何人も同一の事実及び同一の証拠に基づいて無効審判を請求することはできない。

## 【意匠】 9

次の(イ)～(ホ)のうち、**甲**の行為が意匠法第2条第3項に規定する「実施」に該当しないものは、いくつあるか。

- (イ) **甲**は、登録意匠と類似する意匠を創作し、性能を評価するためにその試作品を1つ製造した。
- (ロ) **甲**は、自社内において使用するために登録意匠と類似する意匠に係る物品を米国に所在する自社の子会社**乙**から輸入したが、使用せずにそのまま倉庫で保管した。
- (ハ) **甲**は、自社内において使用するために登録意匠と類似する意匠に係る物品を日本国内において**丙**から購入したが、使用せずにそのまま倉庫で保管した。
- (ニ) **甲**は、登録意匠と類似する意匠に係る物品を日本国内において無償で譲り受け、これを貸し出す目的で自社のウェブサイトに掲載した。
- (ホ) **甲**は、登録意匠と類似する意匠に係る物品を日本国内において購入し、これを米国に所在する自社の子会社**丁**に向けて輸出した。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

## 【意匠】 10

甲は、意匠権Xの専用実施権者であり、意匠権Xに係る登録意匠の実施品である物品Aを製造販売している。乙は、当該登録意匠に類似する意匠に係る物品Bを製造し、輸出している。次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 甲は、乙に対し、単独で、乙の行為に対する実施料相当額を、自己が受けた損害の額として、その賠償を請求することはできない。
- 2 甲は、乙に対し、単独で、乙の行為の差止めを請求することができる。
- 3 甲は、意匠権Xの存続期間満了後であっても、乙に対し、意匠権Xの存続期間中における乙の行為により生じた損害の賠償を請求することができる場合がある。
- 4 甲の専用実施権が、意匠権X及びそれを本意匠とする複数の関連意匠の意匠権について設定されていたところ、当該本意匠の意匠権Xについて無効とすべき旨の審決が確定した。これに伴い、甲の専用実施権に係る専用実施権設定契約が関連意匠の意匠権を含めて全て解除され、甲の関連意匠の意匠権に係る専用実施権について抹消の登録がなされた。その後、丙が、当該複数の関連意匠の意匠権について専用実施権の設定を受けようとするときは、全ての関連意匠の意匠権について同時に専用実施権の設定を受けなければならない。
- 5 乙は、物品Bの製造及び輸出について意匠法第29条に基づく先使用による通常実施権を有する丁から、意匠権Xの登録後に、物品Bの実施に係る事業を譲り受けた。この場合、乙は、甲による差止請求に対し、先使用による通常実施権の抗弁を行うことができる。

## 【商標】 1

商標法第1条の文言として、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 この法律は、商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もつて産業の発達に寄与し、あわせて需要者を保護することを目的とする。
- 2 この法律は、商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もつて産業の発達に寄与し、あわせて取引者を保護することを目的とする。
- 3 この法律は、商標の保護及び利用を図ることにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もつて産業の発達に寄与し、あわせて需要者を保護することを目的とする。
- 4 この法律は、商標の保護及び利用を図ることにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もつて産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護することを目的とする。
- 5 この法律は、商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もつて産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護することを目的とする。

## 【商標】 2

商標法上の罰則に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 商標権侵害行為を行った者については、過失の推定の規定（商標法第 39 条で準用される特許法第 103 条）があるため、故意又は過失の立証を要することなく、商標権侵害の罪（商標法第 78 条、第 78 条の 2）が成立する。
- 2 商標権侵害の罪（商標法第 78 条、第 78 条の 2）及び秘密保持命令違反の罪（商標法第 81 条の 2）については、いずれも告訴がなくても公訴を提起することができる。
- 3 商標権侵害の罪（商標法第 78 条、第 78 条の 2）及び秘密保持命令違反の罪（商標法第 81 条の 2）の法定刑は、いずれも懲役若しくは罰金又はこれを併科するのに対し、詐欺の行為の罪（商標法第 79 条）及び虚偽表示の罪（商標法第 80 条）の法定刑は、懲役又は罰金である。
- 4 商標登録の異議の申立ての審理において宣誓をした証人が虚偽の陳述をした場合、偽証等の罪（商標法第 81 条第 1 項）に該当し、その証人が刑の軽減又は免除を受けられるのは、その登録異議の申立てについての決定前に自白をした場合に限られる。
- 5 甲が詐欺の行為に着手して商標登録を受けようとしたものの、審査官乙がその行為を看破したために、商標登録を受けるに至らなかったとき、甲は、詐欺の行為の罪（商標法第 79 条）の未遂として処罰されるが、未遂罪となることから、刑の減免を受けられる場合がある。

## 【商標】 3

マドリッド協定の議定書に基づく特例に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 国際登録に基づく商標権が事後指定に係る国際商標登録出願による場合、その国際登録に基づく商標権の存続期間は、事後指定の日ではなく、国際登録の日（その商標権の設定の登録前に国際登録の存続期間の更新がされているときは、直近の更新の日）から10年をもって終了する。
- 2 日本国を指定する領域指定は、事後指定による場合を除いて、議定書第3条(4)に規定する国際登録の日にされた商標登録出願とみなされ、その国際登録に係る国際登録簿における「国際登録簿に記載されている事項のうち国際登録の対象である商標の記載の意義を解釈するために必要な事項として経済産業省令で定めるもの」は、商標法第5条第1項の規定により提出した願書に記載された「商標の詳細な説明」とみなされる。
- 3 国際商標登録出願について、パリ条約第4条の規定による優先権を主張しようとする場合、その出願人は、その旨並びに第一国出願をしたパリ条約の同盟国の国名及び出願の年月日を記載した書面を、特許庁長官に提出する必要がない。
- 4 国際登録の名義人は、国際登録の存続期間の更新の申請及び事後指定を、国際事務局に行うことができるほか特許庁長官にすることもできるが、国際登録の名義人の変更の記録の請求については国際事務局に対してのみ行うことができる。
- 5 国際登録が議定書第6条(4)に規定する、いわゆるセントラルアタックにより取り消された旧国際登録に係る商標権の再出願に係る商標登録が、その指定商品について慣用されている商標に対してなされたときは、再出願に係る商標権の設定の登録の日から5年を経過する前であっても、商標登録の無効の審判を請求することができない場合がある。

## 【商標】 4

商標法第3条に規定する商標の登録要件に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、マドリッド協定議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 商標登録出願に係る商標が、「その商品の原材料を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標」に該当するためには、必ずしも当該出願の指定商品の原材料として現実に使用されていることを要しない。
- (ロ) 自他商品の識別力を有しない立体的形状と自他商品の識別力を有する文字との結合からなる商標を立体商標として商標登録出願した場合、当該立体的形状自体が使用により自他商品の識別力を有するに至らない限り商標登録されることはない。
- (ハ) 商標法第3条第1項第1号に規定される「商品の普通名称」に該当するためには、一般の消費者が特定の名称をその商品の一般的な名称であると意識するに至っていれば足りる。
- (ニ) 商標法第3条第1項第3号に規定される「商品の産地」を表示する標章には、大阪で作られたものを「東京」と表示する標章が含まれる。
- (ホ) 商標法第3条第1項第6号に規定される「需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標」とは、需要者がその商品又は役務が一定の出所から流出したものであることを認識できない商標であるだけでは足りず、特定の者の業務に係るものであることを認識することができない商標でなければならない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

## 【商標】 5

商標の審判に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。  
ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 商標登録の無効審判は、利害関係人に限り請求することができ、その利害関係の有無は審判請求時を基準に判断される。
- (ロ) 商標登録が商標法第4条第1項第15号に違反してされたことを理由とする商標登録の無効の審判は、当該商標権の設定の登録の日から5年を経過した後においても、請求することができる場合がある。
- (ハ) 商標登録の無効審判において、当該登録商標と類似の商標をその指定商品に将来的に使用する具体的計画を有していても、請求人適格の判断時において、当該登録商標及びこれに類似する商標のいずれについても使用をしていない者は、利害関係人とはいえない。
- (ニ) 2以上の指定商品に係る商標法第50条第1項の審判（商標登録の取消しの審判）において、請求人は、被請求人の承諾があれば、審理終結の通知があるまで、審判請求に係る指定商品ごとにその請求を取り下げることができる場合がある。
- (ホ) 商標法第51条第1項の審判（商標権者の不正使用による商標登録の取消しの審判）及び商標法第53条第1項の審判（使用権者の不正使用による商標登録の取消しの審判）は、その商標権の消滅後においても、請求することができる場合がある。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

## 【商標】 6

商標登録出願に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。  
ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 商標登録出願に関し、商標登録を受けようとする旨の表示が明確であり、商標登録出願人の氏名若しくは名称の記載が商標登録出願人を特定できる程度に明確であり、かつ願書に商標登録を受けようとする商標及び指定商品又は指定役務の記載があるとき、特許庁長官が当該商標登録出願に係る願書が提出された日を出願日として認定しないことは許されない。
- (ロ) 商標登録出願人が、商標法第5条第3項に規定される標準文字のみによって商標登録を受けようとするときは、その旨を願書に記載しなければならない。ただし、願書にその旨の記載があっても、願書に記載された商標の構成から、標準文字のみからなる商標とは認められない出願は、標準文字によらない出願として取り扱われる。
- (ハ) 特許庁長官は、願書に商標登録出願人の氏名又は名称が記載されていない商標登録出願については、いわゆる「不受理処分」を行うのではなく、その出願人に対し、相当の期間を指定して商標登録出願について補完すべきことを命じなければならない。
- (ニ) 商標登録出願が一商標一出願の原則（商標法第6条第1項及び第2項）に違反することは、拒絶理由に該当するが、登録異議申立理由又は無効理由のいずれにも該当しない。
- (ホ) 商標法第5条第2項第5号に定める「前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める商標」とは、位置商標である。位置商標に係る商標登録出願については、その商標の詳細な説明を願書に記載するとともに、経済産業省令で定める物件を願書に添付しなければならない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

## 【商標】 7

商標法上の商品・役務又はその使用に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。  
ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 商標法第2条第2項に規定する「小売及び卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」は、小売又は卸売の業務において行われる商品の品揃え、陳列、接客サービス等といった最終的に商品の販売により収益をあげる総合的なサービス活動が該当する。
- 2 インターネットを利用する「語学の教授」の役務の提供時に、顧客のコンピュータディスプレイの映像面に表示されるインターネットサイト上に標章を表示する行為は、顧客のコンピュータディスプレイに標章が表示されることになるので、「役務の提供に当たりその提供を受ける者の当該役務の提供に係る物に標章を付する行為」に該当する。
- 3 第三者から購入した半製品を加工して完成品として販売する者が、その完成品である商品に付した標章は、「業として商品を譲渡する者がその商品について使用する標章」に該当する。
- 4 小売店において、小売店のプライベート・ブランドを缶コーヒーの缶に直接印刷することにより標章を付する行為は、「商品の包装に標章を付する行為」に該当し、小売店において、他社の缶コーヒーの缶に貼る値札シールに小売店の名称からなる標章を付する行為は、「役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に標章を付する行為」に該当する。
- 5 靴修理業者が、靴修理に使用する靴修理機械に当該靴修理業者の標章を付したものを、その顧客に見えるように設置しておくことは、「役務の提供の用に供する物に標章を付したものを役務の提供のために展示する行為」に該当する。

## 【商標】 8

商標権の効力等に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。  
ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) フランチャイズ契約により結合し、全体として組織化された企業グループ（フランチャイズチェーン）の名称である「〇〇〇チェーン」は、当該企業グループに属する企業「△△△株式会社」にとって、商標法第 26 条第 1 項第 1 号の「自己の名称」に該当する。
- (ロ) 商標登録出願人は、商標登録出願をした後に当該出願に係る内容を記載した書面を提示して警告をしたときは、その警告後商標権の設定の登録前に当該出願に係る指定商品又は指定役務について当該出願に係る商標の使用をした者に対し、当該使用に対し受けるべき金銭の額に相当する額の金銭の支払を請求することができる旨が商標法第 13 条の 2 第 1 項に規定されている。
- (ハ) 商標権侵害訴訟の被告は、その登録商標が自己の業務に係る商品を表示するものとして当該商標登録の出願時において需要者の間に広く認識されている商標に類似する商標であるために商標法第 4 条第 1 項第 10 号による無効理由を有する場合、その設定登録の日から 5 年を経過した後であっても、自己に対する商標権の行使が権利の濫用に当たることを抗弁とすることができる。
- (ニ) 商標権者は、自己の商標権を侵害する者に対し、①その侵害の停止、及び②侵害の行為を組成した物の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為のうち、①のみを請求すること、②のみを請求すること、①と②の両方を併せて請求することのいずれも行うことができる。
- (ホ) 甲の有する商標権に抵触する先願に係る特許権の存続期間満了後の商標を使用する権利（商標法第 33 条の 2 第 1 項）を有する乙から、当該特許権の実施に係る業務を承継した丙が、不正競争の目的でなく、当該特許権の範囲内において、甲の商標権に係る登録商標をその指定商品に使用した場合、甲は丙に対し当該使用行為の差止めを請求することはできない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

## 【商標】 9

商標法第4条に規定する商標の不登録事由に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

ただし、マドリッド協定議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 菊花紋章を一部に含む図形商標であっても、商標登録を受けることができる場合がある。
- 2 国際連合その他の国際機関を表示する標章であって経済産業大臣が指定するものと同ー又は類似の商標であっても、商標登録を受けることができる場合がある。
- 3 自己の氏名についての商標登録出願については、その出願時および査定時において、同姓同名の他人が存在するときであっても、商標登録を受けることができる場合がある。
- 4 商標登録出願は、商標の使用をする一又は二以上の商品又は役務を指定して、商標ごとにしなければならないが、文字と図形の結合からなる商標**A**に係る商標登録出願の審査において、商標**A**は、商標**A**の文字部分のみと類似する他人の先願に係る登録商標**B**に類似すると判断される場合がある。
- 5 商標登録出願に係る商標が、日本国の地方公共団体の監督用の印章であって、経済産業大臣が指定するものと同ーの標章を有する商標からなるものであり、その印章が用いられている役務と同ー又は類似の役務について使用をするものであっても、その商標登録出願人が当該地方公共団体自身であれば商標登録を受けることができる場合がある。

## 【商標】 10

商標の登録異議の申立てに関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 審判官は、登録異議の申立てについては、商標法第43条の2に掲げる理由以外の理由によって、商標登録を取り消すべき旨の決定をすることはできない。
- (ロ) 法人でない社団又は財団は、代表者の定めがある場合に限り、登録異議の申立てをすることができる。
- (ハ) ①商標登録が条約に違反してされたこと、②パリ条約の同盟国等において商標に係る権利を有する者の代理人又は代表者が、その商標に係る権利を有する者の許諾を得ないで、その商標について自己の名義による商標登録の出願をし、商標登録を受けたことは、いずれも、登録異議の申立ての理由とすることができる。
- (ニ) 登録異議の申立てにおいて、商標登録を取り消すべき旨の決定は、当該決定に対する不服申立ての期間が徒過した時点をもって確定し、商標登録を維持すべき旨の決定は、当該決定の謄本の送達があったときをもって確定する。
- (ホ) 不適法な登録異議の申立てであって、その補正をすることができないものについて、登録異議申立人に意見を述べる機会を与えることなく決定をもって却下された場合には、その申立人は当該却下に対して不服を申し立てることができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

## 【条約】 1

特許協力条約に基づく国際出願に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 指定官庁は、出願人の明示の請求により、国際出願の処理又は審査をいつでも行うことができる。
- 2 図面が発明の理解に必要でない場合であっても、発明の性質上図面によって説明することができるときは、指定官庁は、出願人に対し、所定の期間内に図面を提出することを要求することができる。
- 3 国際調査報告は、作成の後速やかに、国際事務局が出願人に送付する。
- 4 国際特許協力同盟の総会は、この条約の締約国ではないが工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国であるいずれかの国の居住者及び国民に国際出願をすることを認めることを決定することができる。
- 5 出願人は、各指定官庁において所定の期間内に請求の範囲、明細書及び図面について補正をする機会を与えられる。指定官庁は、出願人の明示の同意がない限り、その期間の満了前に特許を与えてはならない。

## 【条約】 2

特許協力条約に基づく国際出願に関し、次の(イ)～(ニ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 国際出願手数料は国際出願と同時に受理官庁に支払わなければならない。
- (ロ) 出願人は、優先日から 22 月を経過する前にいつでも、国際出願について所定の手続により、補充国際調査を管轄する 1 又は 2 以上の国際調査機関が補充国際調査を行うことを請求することができる。
- (ハ) 優先権の主張は、優先権の主張における表示がこれに対応する優先権書類に記載されている表示と合致しないとの理由のみでは無効とはみなさない。
- (ニ) 国際出願に要約が含まれていない場合において出願人に対し要約の補充をすることを求めた旨の受理官庁からの通知を国際調査機関が受領していない場合には、国際調査機関は、出願人に対し要約の補充をするよう求めることができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

### 【条約】 3

特許協力条約に基づく国際出願に関し、次の(イ)～(ニ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 国際予備審査機関は、出願人が明示的に早期の開始を請求した場合を除くほか、優先日から 22 月の満了前までは、国際予備審査を開始しない。
- (ロ) 国際事務局は、国際予備審査の請求書の提出の後であってその国際出願が国際公開された後速やかに、実施細則の定めるところにより、国際予備審査の請求書及び選択国に関する情報を公報に掲載する。
- (ハ) 国際予備審査の請求書には、国際予備審査に係る国際出願を特定するために、必ず国際出願番号を記載しなければならない。
- (ニ) 国際出願の対象の全部又は一部が事業活動に関する方法である場合に、国際予備審査機関は、当該国際出願の全部又は一部について国際予備審査を行うことを要しない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

## 【条約】 4

特許協力条約に基づく国際出願に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 出願人は、各選択官庁において所定の期間内に請求の範囲、明細書及び図面について補正をする機会を与えられる。補正は、いかなる場合も、出願時における国際出願の開示の範囲を超えてしてはならない。
- 2 国際予備審査機関は、国際出願が規則に定める発明の単一性の要件を満たしていないと認める場合には、出願人に対し、その選択によりその要件を満たすように請求の範囲を減縮し又は追加手数料を支払うことを求めることができる。これに対して、出願人が請求の範囲を減縮した場合であっても、国際予備審査機関は、減縮後の請求の範囲のうち一部の発明に係る部分について国際予備審査報告を作成しないことがある。
- 3 口頭による開示、使用、展示その他の書面による開示以外の手段によって公衆が利用することができるようにされた日付が、国際予備審査報告に表示されることはない。
- 4 国際調査機関の書面による見解が、英語又は当該国際予備審査機関が認める言語でない場合には、国際予備審査機関の請求により、国際事務局の責任において英語に翻訳される。国際予備審査機関は、翻訳文の正確性について書面による意見を作成することができる。
- 5 国際予備審査報告の翻訳文及びその附属書類の翻訳文は、いずれも、国際事務局により又はその責任において作成される。

## 【条約】 5

実用新案法に規定する国際実用新案登録出願に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 国際実用新案登録出願に係る考案について、先にされた特許出願の願書に最初に添付された明細書に記載された考案に基づいて優先権を主張するとき、先にされた特許出願について仮専用実施権を有する者があっても、当該仮専用実施権を有する者の承諾を得なくてよい。
- 2 国際実用新案登録出願の出願人は、国際出願が国際出願日において図面を含んでいないものであるときは、国内処理基準時の属する日までに、図面を特許庁長官に提出しなければならないが、この図面は、国際出願日において提出されたものとみなされる。
- 3 外国語実用新案登録出願に係る明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面について補正をするときは、国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならない。
- 4 国際実用新案登録出願の第1年から第3年までの各年分の登録料は、国内処理の請求をしない場合は、国内書面提出期間内に一時に納付しなければならないが、登録料を納付すべき者の請求により、この期間は延長することができる。
- 5 国際実用新案登録出願について、国内処理基準時を経過した後、何人も、特許庁長官に、実用新案技術評価を請求することができる。

## 【条約】 6

意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 X国が、指定締約国であって、出願人の締約国でないとき、国際登録は、国際登録の日から、X国において、X国の法令に基づく意匠の保護の付与のための正規の出願と少なくとも同一の効果を有する。
- 2 Y国が、指定締約国であって、出願人の締約国でないとき、国際登録は、その官庁が拒絶を通報していないY国において、遅くとも拒絶を通報するためにY国に認められている期間の満了の日から、又はY国が規則に基づいて宣言を行った場合には遅くとも当該宣言において特定された時から、Y国の法令に基づく意匠の保護の付与と同一の効果を有する。
- 3 締約国であるZ国の国民ではないが、Z国の領域に常居所を有する自然人甲は、国際出願をする資格を有する。
- 4 国際出願には、所定の条件に従い、2以上の意匠を含めることができる。
- 5 国際事務局に対し直接に国際出願をするときは、国際出願はいずれの締約国の言語でも作成することができる。

## 【条約】 7

パリ条約のストックホルム改正条約に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) いずれかの同盟国において正規に特許出願若しくは実用新案、意匠若しくは商標の登録出願をした者に限り、他の同盟国において出願をすることに関し、優先権を有する。
- (ロ) 優先権の利益によって取得された特許については、各同盟国において、優先権の利益なしに特許出願がされ又は特許が与えられた場合に認められる存続期間と同一の存続期間が認められる。
- (ハ) 優先権は、発明の構成部分で当該優先権の主張に係るものが最初の出願において請求の範囲内のものとして記載されていないことを理由としては、否認することができない。ただし、最初の出願に係る出願書類の全体により当該構成部分が明らかにされている場合に限る。
- (ニ) 最初の出願と同一の対象について同一の同盟国においてされた後の出願は、先の出願が、優先権の主張の基礎とされた後に、公衆の閲覧に付されないで、かつ、いかなる権利をも存続させないで、取り下げられ、放棄され又は拒絶の処分を受けたことを条件として、最初の出願とみなされ、その出願の日は優先期間の初日とされる。
- (ホ) いずれの同盟国も、特許出願人が二以上の優先権を主張することを理由として、又は優先権を主張して行った特許出願が優先権の主張の基礎となる出願に含まれていなかった構成部分を含むことを理由として、当該優先権を否認し、又は当該特許出願について拒絶の処分をすることができない。ただし、当該同盟国の法令上発明の単一性がある場合に限る。優先権の主張の基礎となる出願に含まれていなかった構成部分についても、通常の場合に従い、先の出願が優先権を生じさせる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

## 【条約】 8

パリ条約のストックホルム改正条約に関し、次の(イ)～(ニ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 同盟国は、一の商標が、他の一の商標でこの条約の利益を受ける者の商標としてかつ同一若しくは類似の商品について使用されているものとしてその同盟国において広く認識されているとその権限のある当局が認めるものの複製である場合、その同盟国の法令が許すときは職権をもって、又は利害関係人の請求によって、当該一の商標の登録を拒絶し又は無効とし、及びその使用を禁止することを約束する。
- (ロ) 同盟国は、一の商標の要部が、他の一の商標でこの条約の利益を受ける者の商標としてかつ同一若しくは類似の商品について使用されているものとしてその同盟国において広く認識されているとその権限のある当局が認めるものの翻訳である場合、その同盟国の法令が許すときは職権をもって、又は利害関係人の請求によって、当該一の商標の登録を拒絶し又は無効とし、及びその使用を禁止することを約束する。
- (ハ) 同盟国は、同盟国の国の紋章、旗章その他の記章、同盟国が採用する監督用及び証明用の公の記号及び印章ならびに紋章学上それらの模倣と認められるものの商標又はその構成部分としての登録を拒絶し、又は無効とし、また、権限のある官庁の許可を受けずにこれらを商標又はその構成部分として使用することを適当な方法によって禁止する。ただし、監督用及び証明用の公の記号及び印章の禁止に関する規定は、当該記号又は印章を含む商標が当該記号又は印章の用いられている商品と同一又は類似の商品について使用されるものである場合に限り、適用する。
- (ニ) 同盟国の国民が各同盟国において、優先期間中に出願した特許は、無効又は消滅の理由についても、また、通常存続期間についても、同盟国であるか否かを問わず他の国において、同一の発明について取得した特許から独立したものとする。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

## 【条約】 9

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（以下「TRIPS協定」という。）に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 加盟国は、国内法令の制定又は改正に当たり、公衆の健康及び栄養を保護し並びに社会経済的及び技術的發展に極めて重要な分野における公共の利益を促進するために必要な措置を、これらの措置がTRIPS協定に適合する限りにおいて、とることができる。
- 2 加盟国は、公の秩序又は善良の風俗を守ることを目的として、商業的な実施を自国の領域内において防止する必要がある発明の特許の対象から除外することができるが、人、動物若しくは植物の生命若しくは健康を保護し又は環境に対する重大な損害を回避することは、ここでいう公の秩序又は善良の風俗を守ることに含まれない。
- 3 特許についてのいわゆる強制実施許諾は、主として当該許諾をする加盟国の国内市場への供給のためである場合に限るという義務は、TRIPS協定の附属書に定める条件に従い、加盟国Xが、輸入する資格を有する加盟国Yのために医薬品を生産し、及びそれを加盟国Yに輸出するために必要な範囲において加盟国Xが与える強制実施許諾については、適用しない。
- 4 加盟国は、医薬分野における生産能力が不十分であるか又は生産能力がない加盟国が直面する問題を克服するため、医薬分野における技術の移転及び能力の開発を促進することが望ましいことを認める。
- 5 加盟国は、新規性のある化学物質を利用する医薬品又は農業用の化学品の販売の承認の条件として、作成のために相当の努力を必要とする開示されていない試験データその他のデータの提出を要求する場合には、不公正な商業的使用から当該データを保護する。

## 【条約】 10

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定及び特許法条約の出願についての規定に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 商標の出願は、意図された使用が出願日から3年の期間が満了する前に行われなかったことのみを理由として拒絶されてはならない。
- 2 商標が出願される商品又はサービスの性質は、いかなる場合にも、その商標の登録の妨げになってはならない。
- 3 加盟国は、特許出願人に対し、その発明をその技術分野の専門家が実施することができる程度に明確かつ十分に開示することを要求する。
- 4 特許の保護期間は、出願日から計算して20年の期間が経過する前に終了してはならない。
- 5 官庁は、出願日を設定するに当たり、明細書の一部が出願から欠落していると認められる場合又は出願から欠落していると認められる図面に当該出願が言及している場合においても、出願人にその旨を通知することを要しない。

## 【著作権法・不正競争防止法】 1

不正競争防止法における適用除外等に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。

- 1 山梨県の甲州市で製造される発泡性ぶどう酒に、甲州産シャンパンという表示を付して販売することは、甲州産と記載されている以上、需要者はその発泡性ぶどう酒がシャンパーニュ産であると誤認しないので、不正競争防止法第2条第1項第14号の適用除外となる。
- 2 他人の商品等表示が周知性を獲得する以前から、その商品等表示と同一の商品等表示を使用していた場合、当該同一の商品等表示を不正の目的なく使用する行為は、不正競争防止法第2条第1項第1号の適用除外となる。
- 3 日本国内において最初に販売された日から起算して3年を経過した商品については、その商品の形態を模倣した商品の譲渡を行ったとしても、不正競争防止法第2条第1項第3号の適用除外となる。
- 4 不正の目的なく自己の氏名を商品等表示として使用する行為は、その氏名が他人の商品等表示として周知性を獲得している場合であっても、不正競争防止法第2条第1項第1号の適用除外となる。
- 5 他人の周知な商品等表示と同一の商品等表示の使用について不正競争防止法第2条第1項第1号の適用が除外される場合、当該使用により営業上の利益を侵害されるおそれのある者は、当該使用する者に対して、自己の商品との混同を防ぐのに適当な表示を付すよう請求できる。

## 【著作権法・不正競争防止法】 2

不正競争防止法上の営業秘密の保護に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 特許出願された技術情報は、出願公開前に取り下げられた場合でも、営業秘密として保護されることはない。
- 2 他社の営業秘密を入手する目的で、その営業秘密を熟知した従業者を脅し、当該営業秘密の開示を受けた場合でも、当該営業秘密を使用しない限り、不正競争とならない。
- 3 外国の政府機関を利する目的で営業秘密を窃取する行為は、不正競争とならない。
- 4 会社から営業秘密へのアクセス権限を与えられた従業者が、自宅で残業をする意図で、当該会社の許可を得ずに、当該営業秘密が記載された書面を持ち帰る行為は、不正競争とならない。
- 5 会社から営業秘密を記載した技術文書の開示を受けた従業者が、当該文書の管理上の不注意により、第三者に当該文書の内容を知られてしまった場合、当該従業者の行為は不正競争となる。

### 【著作権法・不正競争防止法】 3

不正競争防止法に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。

- 1 DVDの暗号解除装置を組み込んだDVDプレーヤーを販売する行為は、不正競争となる。
- 2 防衛省が国防上の理由からアクセスを制限しているデータベースについて、アクセスを可能とするプログラムを提供する行為は、不正競争とならない。
- 3 パリ条約同盟国の事業者の日本における輸入総代理店が、当該事業者により当該同盟国において登録されている商標と同一の商標を、当該登録に関する権利に係る商品に付して、代理店契約終了後に正当な理由なく当該事業者の承諾を得ず、日本で当該商品を販売する行為は、当該商標が日本の需要者に周知でなければ、不正競争とならない。
- 4 他人が登録を受けたドメイン名が著名企業の商号と類似する場合において、当該企業を誹謗するウェブサイトを開設する目的で、当該他人からドメイン名の使用許諾を受ける行為は、不正競争となる。
- 5 転売の目的で、著名企業の商号と類似するドメイン名を取得する行為は、刑事罰の対象とならない。

## 【著作権法・不正競争防止法】 4

不正競争防止法に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 かばんの製法について特許権を有する者が、当該特許を無効にすべき旨の審決が確定したにもかかわらず、当該製法を用いて製造したかばんについて、「特許発明の実施品」である旨を記載したチラシを配布する行為は、不正競争となる。
- 2 事業者が、商品の広告にその品質を誤認させるような記載をしている場合、当該広告の記載を信じてその商品を購入した一般消費者は、不正競争防止法に基づく損害賠償を請求できる。
- 3 他人の周知な商品等表示と類似の商品等表示を使用する行為は、不正競争となるが、他人の著名な商品等表示と類似の商品等表示を使用する行為は、不正競争とならない。
- 4 他人の商品の形態を模倣して商品を製造する行為は、その製造した商品が販売されていなくても、不正競争となる。
- 5 靴の製造業者が靴の販売業者の営業上の信用を害する虚偽の事実を流布する行為は、不正競争とならない。

## 【著作権法・不正競争防止法】 5

不正競争防止法に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。

- 1 外国公務員贈賄罪については、日本国民が国外で罪を犯した場合にも、刑事罰の対象となる。
- 2 商品として開発・販売された他人のデータベースをコピーして、同一のデータベースを販売する行為は、不正競争とならない。
- 3 各種商品を販売するウェブサイトを運営する事業者が、その販売する商品を紹介する目的で、著名な商品名を当該ウェブサイトに掲載する行為は、不正競争とならない。
- 4 他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡する行為は、その形態が商品の機能を確保するために不可欠なものであるとしても、不正競争となる。
- 5 不正の目的をもって、商品、役務又はその広告等に、原産地、品質、内容等について誤認させるような表示をする行為は、刑事罰の対象となる。

## 【著作権法・不正競争防止法】 6

著作権法に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。

- 1 ありふれた交通標語は、著作物として保護されない。
- 2 交通標語を網羅的に入力しただけのデータベースであっても、全文検索が可能であれば、データベースの著作物として保護される。
- 3 交通標語が記載されたポスターを忠実に撮影したにすぎない写真は、写真の著作物として保護されない。
- 4 ありふれた四字熟語を書道家が書として表現したものは、著作物として保護される。
- 5 万葉集に収められた 4500 首以上の和歌から名作を百首選んで配列した編集物は、編集著作物として保護される。

## 【著作権法・不正競争防止法】 7

著作権法に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 雑誌記事の執筆を引き受けた**甲**は、職場の上司**乙**に当該記事の原稿を見せたところ、**乙**から誤字について指摘されたので、当該誤字を修正した。**乙**は、当該記事の共同著作者となる。
- 2 **甲**社の従業者と**乙**社の従業者とが共同で著作物を創作した場合であっても、**甲**社と**乙**社とがその著作物の共同著作者となることはない。
- 3 **甲**社から文書作成の委託を受けた**乙**社は、その従業者**丙**に当該文書を作成させた。その文書の著作権は、原始的に**甲**社に帰属する。
- 4 **甲**は、自らの立ち姿を模した銅像の作成を**乙**に委ね、**乙**はこれを引き受けた。**甲**が**乙**に多額の資金を提供していた場合でも、**甲**は当該銅像の著作者とならない。
- 5 **甲**は、自らの横顔が描かれた肖像画に、自らの署名を施した。当該署名がある以上、**甲**は、当該肖像画の著作者とみなされる。

## 【著作権法・不正競争防止法】 8

著作権法上の権利の侵害に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。

- 1 未公表の音楽の著作物の譜面をインターネット上に掲載する行為は、公衆送信権の侵害となるが、その音楽が公に演奏されない限り、公表権の侵害とならない。
- 2 ベストセラーとなった短編小説を拡大コピーし、多数の者に配布する行為は、複製権及び譲渡権の侵害となるが、同一性保持権の侵害とならない。
- 3 適法にインターネット上に掲載されている観光地図を旅行ガイドブックに掲載する行為は、複製権の侵害となるが、その観光地図が掲載されているウェブサイトのアドレスを旅行会社のホームページに掲載する行為は、公衆送信権の侵害とならない。
- 4 未公表の写真の著作物を企業の宣伝の目的で繁華街のビルの壁面に映写する行為は、上映権及び公表権の侵害となるが、展示権の侵害とならない。
- 5 海外で著作権者によって販売された写真集を日本で転売する行為は、譲渡権の侵害とならないが、それを日本で不特定の者に有料で貸与する行為は、貸与権の侵害となる。

## 【著作権法・不正競争防止法】 9

著作権法に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 建築の著作物をその設計図に従って完成する行為は、建築の著作物の複製権と設計図の著作物の複製権の両方の侵害となる。
- 2 公表された脚本の著作物を大学の演劇サークルが大学祭で演じる行為は、入場料を徴収していたとしても、上演権の侵害とならない。
- 3 公園の風景を写生する際、その公園に設置されている彫刻の原作品をその絵画の一部に描いた場合、当該絵画を販売する行為は、彫刻に関する譲渡権の侵害となる。
- 4 講演会において、有名な小説の一部を読み上げて批評する行為は、その部分が当該小説の一部であることが聴衆に明らかであり、かつ、批評に必要な範囲である場合には、口述権の侵害とならない。
- 5 公表された論説を高等学校の教科書にそのまま掲載する行為は、複製権の侵害とならないが、翻訳して掲載する行為は、翻訳権の侵害となる。

## 【著作権法・不正競争防止法】 10

著作権法に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 テレビ放送されているコンサートの映像を受信し、スタジアムの巨大スクリーンに映し、不特定の者に視聴させる行為は、非営利で、観衆から対価を得ない場合であっても、その映像の著作者の公衆伝達権の侵害となる。
- 2 高品質の画像での上映を可能とするためのスクリーンを開発している会社において、その開発の過程における品質確認のために、開発部の担当社員に、公表された映画の著作物の一部を上映する行為は、上映権の侵害とならない。
- 3 バレエ団により振り付けの著作物が公演される際に、舞台から離れた観客にも見やすいよう、ホール内のスクリーンに公演映像を送信する行為は、公衆送信権の侵害となる。
- 4 プログラムを効率的に作動するように改変する行為は、その改変がプログラムの使用のために不可欠なものでない限り、同一性保持権の侵害となる。
- 5 プログラムの著作物の違法複製物の所有者がそのプログラムを業務上使用する行為は、当該複製物を入手したときに、それが違法に作成されたものであることを知らなかった場合でも、著作権侵害とみなされる。